

1 審査会の結論

実施機関が行った部分公開決定及びその理由付記の程度は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成17年7月22日付けでいなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号。以下「公開条例」という。）に基づき行った「地理情報システム（GIS）」に関して各社が市に提出した提案書」（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成17年8月31日付けで行った部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、本件処分は、次の理由により取り消されるべきであるというものである。

ア 本件処分日について

本件処分は平成17年9月13日ごろに決定されたにもかかわらず、本件処分の通知書である公文書部分公開決定通知書（以下「通知書」という。）の日付は平成17年8月31日とされており、実施機関は処分日を偽っている。本件処分は、条例が定める期限内に公開等の決定を行わなかった不作為を公文書の操作によって覆い隠そうとした違法な処分である。異議申立人の問合せに対して、実施機関の職員は、本件処分が平成17年9月13日ごろに決定されたことを口頭で述べている。よって、期限内に公開等の決定を受ける国民の権利利益を救済し、行政の適正な運営を図るため、実施機関は本件処分を取り消し、正しい日付を記載した本件処分の通知書及び日付変更理由を記載した書面を異議申立人に交付すべきである。

イ 非公開の理由付記の不備及び非公開規定の適用誤りについて

本件処分は、条例第7条第4項が定める理由付記の義務を履行していない違法な処分である。本件処分で非公開とされた情報が「法人等に関する情報」に当るのか、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当るのか明らかでなく、実施機関はどちらかに解釈すべきである。付記された理由の冒頭では法人の情報としながら、後半では個人の利益を害するものと判断しており、異議申立人は当惑を覚え、付記された理由は実施機関が条例を正しく解釈しているかどうか疑念を抱かせる内容である。したがって、本件処分は、理由付記の義務を怠る違法な処分であり、取り消されるべきものである。

また、仮に技術提案書の情報が法人等に関する情報に該当するとしても、本件対象公文書が公開されることにより、どのような競争上の地位その他正当な利益を害するのか説明していない。技術提案書の提出に際し、非公開を条件として提出したなどの「特段の事情」がない限り公開すべきである。一般に、法人が技術提案書を行政庁に提出する場合には、当該法人は情報公開による利益侵害を予測することが企業社会の常識と言うべきである。今回の技術提案書提出にあたって、非公開を条件としたことは、市の文書に記載されていない。したがって、条例第9条第3号を適用し非公開としたことは、違法な処分である。

ウ 予備的主張について

本件の事例のように、期限内に決定がなされなかった場合には、条例上明文の規定はないが、非

公開決定があったとみなすべきである。

条例が定める期限内に決定がなかった場合には、行政不服審査法に基づく不作為の異議申立て、行政事件訴訟法に基づく不作為の違法確認の訴え及び国家賠償法に基づく損害賠償請求しか救済手段はないとする考え方もあろう。しかし、行政不服審査法に基づく不作為の不服申立てを行った結果何らかの決定を受けても、当該決定が非公開決定であった場合は、当該決定に対してさらに異議申立てすることとなり、二度手間である。情報公開制度の淵源であるアメリカの情報公開法は、期限内の未決定を拒否処分とみなし、行政上及び司法上の救済の道を開いている。公開請求は、憲法第 21 条で保障されている国民の知る権利を具体化したものであり、条例も「知る権利を尊重」している。

したがって、条例に明文の規定がなくても、期限内に決定がない場合には、請求を拒否した処分（非公開決定）があったものとみなして不服申立てが可能と解すべきであり、本件異議申立てについては、実施機関は条例第 14 条に基づきいなべ市情報公開・個人情報保護審査会に諮問すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関は、次の理由により本件対象公文書を部分公開とした。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務の委託先を選定する過程で取得した公文書である。いなべ市の依頼に基づき各提案業者が作成したものであって、地理情報システムに関する考え方、システムの内容等の法人情報が含まれている。

なお、異議申立人は本件処分の通知書を受け取っているが、本件対象公文書については、その受取を拒否している。

(2) 本件処分日について

本件公開請求は、平成 17 年 7 月 22 日付けで行われた。対象公文書には実施機関以外の第三者の情報が含まれていたため、条例第 7 条第 2 項に基づき公開決定期間を平成 17 年 8 月 31 日まで延長し、条例第 7 条第 5 項に基づき第三者の意見聴取を行った。第三者からの回答を参考とし、本件対象公文書を部分公開とすることとし、非公開箇所の墨塗り作業を行った。この間に他の業務も集中したこと、対象公文書中の非公開箇所が多く墨塗り作業にも多くの時間を必要としたことから、当初予定した決定の期日から遅れ、平成 17 年 9 月 13 日の決定となった。本件処分の通知書については、当初に決定を予定した日付を記載していたが、通知書を作成する段階で修正することなく、予定した日付のままに請求者へ交付した。請求者からの指摘により日付の誤りに気付き、通知書の差し替えを申し入れたが受け入れられなかった。

(3) 理由付記について

本件対象公文書は、地理情報システムの技術提案書という性格上、非公開とすべき情報が多く、また、各社独自の記述、レイアウト等も多く、非公開箇所を特定して非公開理由を記載することは無理であったため、非公開とする情報の内容を記載した。

(4) 条例第 9 条第 3 号該当性について

ア 条例第 9 条第 3 号本文該当性について

本件対象公文書には、会社概要、納入実績、導入及び保守に係る組織体制、システム概要、データ構築概要、GIS ガイドライン並びに作業工程に関する情報が記載されている。これらの情報には、企業独自の技術に係る情報及び当該企業が一般には公開していない情報が含まれていたため、これらの情報を公開することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認めら

れるものに該当すると判断した。

なお、本件対象公文書の公開に関して第三者の意見を聴取したところ、提案書全体の非公開を求める反対意見が寄せられた。しかし、いなべ市地理情報システム構築業務の業者選定におけるいなべ市の審査事項等については、公開すべきものと判断した。

イ 条例第 9 条第 3 号ただし書該当性について

本件対象公文書の情報は、前記(4)アのおりの情報であるので、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要である情報には該当しない情報と判断した。したがって、条例第 9 条第 3 号ただし書ア、イ又はウに定める法人等情報の例外に該当しないと判断した。

ウ 予備的主張について

異議申立人は、期限内に決定しなかったことは非公開決定があったものとみなし、本件異議申立てについては、いなべ市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問すべきと主張している。しかし、本件処分は異議申立人がその異議申立書の中で述べるように平成 17 年 9 月 13 日に請求者に通知書が交付されており、本件異議申立ては平成 17 年 9 月 30 日付けで申立てされ、同日受理されている。したがって、非公開決定があったものとみなすまでもなく、実施機関は、本件異議申立てについていなべ市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないように、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務を委託する際の業者選定過程で取得した公文書であり、各提案業者の会社概要、納入実績、導入及び保守に係る組織体制、システム概要、データ構築概要、GIS ガイドライン並びに作業工程に関する情報が含まれており、各提案業者の独創性を持って作成されていることが窺われるものである。

(3) 本件処分日について

本件処分日については、実施機関における事務の集中等を原因とする事務処理上の単純な誤りと認められ、異議申立人が主張するような恣意的な事情があったものとは認められない。

(4) 理由付記について

条例第 7 条第 4 項は実施機関に対して非公開(部分公開を含む。)の理由付記を義務付けている。一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨及び目的に照らして決定すべきとされており、本件における理由付記の程度は当該公文書の種類、性質等とあいまって、個別具体的に判断されるべきものと考えられる。本件の通知書には、対象公文書の名称、含まれる情報の性質、該当条文名等について記載されている。本件の通知書に付記された非公開理由の内容から、異議申立人が指摘する「本件非公開情報が『法人等に関する情報』に当るのか、『事業を営む個人の当該事業に関する情報』に当るのか明

らかでなく、両情報いずれにも該当する」との解釈は導きがたく、また、本件対象公文書の特性上、非公開とする事項を列記することは、非公開とする情報の内容そのものを明らかにするおそれがあり、非公開とする目的を失わせるものと考えられる。したがって、本件処分に係る付記すべき非公開理由としては、必要かつ最小限度の内容を備えたものと認められ、理由付記の義務を怠る違法な処分とは認められない。

(5) 条例第9条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保護する必要があることから、事業活動に係る情報で、公開することにより、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非公開とすることを定め、一方で本号ただし書は、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要であると認められる情報が記録されている公文書は、本号本文に該当する場合であっても、公開することとしている。

ア 条例第9条第3号本文該当性について

本件対象公文書の情報は、前記(4)に記載のとおりであり、各提案業者が独自に作成したものと認められ、公開されることにより、各提案業者の営業上の手法等が明らかとなり、当該法人の今後の営業上の支障を生ずるおそれが認められる。

したがって、条例第9条第3号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断する。

イ 条例第9条第3号ただし書該当性について

本件対象公文書の情報は前記(4)に記載のとおりであり、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要である情報とは認められないので、ただし書ア、イ又はウのいずれにも該当しないと判断する。

(6) 予備的主張について

当審査会において諮問書及びその添付書類を確認したところ、本件異議申立ては、異議申立人において本件処分の通知を受領した後に申立てがあったものと認められる。条例が定める期限よりも決定が遅れたとしても、請求に対する決定を行っていない実施機関の不作为状態は継続しておらず、また、実施機関から既に諮問を受けている。よって、当審査会は予備的主張に対して意見を述べる立場にないと判断する。

(7) 結論

よって、実施機関が行った部分公開決定及びその理由付記の程度は、妥当であると判断し、主文のとおり答申する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 17 年 10 月 25 日	諮問書受理
平成 17 年 10 月 27 日	実施機関の経過及び非公開理由説明（第 5 回審査会）
平成 17 年 11 月 24 日	実施機関の追加説明及び審議（第 6 回審査会）
平成 18 年 1 月 26 日	審議（第 7 回審査会）
平成 18 年 2 月 23 日	審議（第 8 回審査会）
平成 18 年 3 月 23 日	審議（第 9 回審査会）
平成 18 年 4 月 27 日	審議及び答申（第 10 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	杉岡 治	弁護士
委 員	杉浦 肇	弁護士